

令和5年第1回睦沢町議会定例会会議録

令和5年3月6日（月）午前9時開議

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	健康保険課主幹	吉野栄子
産業建設課長	大塚晃司	会計管理者	中村優
総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子	企画財政課主査補	内山裕介
睦沢町農業委員会 事務局局長	麻生喜久夫	教育長	鵜澤智
教育課長	宮崎則彰	教育課主幹 (指導主事)	藤田英和
選挙管理委員会 書記	白井住三子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 伊 藤 晃
書 記 岡 本 里 奈

議 事 日 程 (第 2 号)

- 日程第 1 厚生文教常任委員会調査結果報告
- 日程第 2 議案第 18 号 令和 5 年度睦沢町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 19 号 令和 5 年度睦沢町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 20 号 令和 5 年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 21 号 令和 5 年度睦沢町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 22 号 令和 5 年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算
(議案第 18 号から議案第 22 号まで一括議題、総括質疑、予算
審査特別委員会の設置・付託)
- 第 1 回予算審査特別委員会の開催 (委員会構成・審査日程・審査方針の決定)
- 日程第 7 議案第 1 号 睦沢町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 睦沢町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 睦沢町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8 号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 9 号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 10 号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 14 議案第 12 号 町道路線の認定変更及び廃止について
(議案第 1 号から議案第 3 号、議案第 7 号から議案第 10 号及び
議案第 12 号を一括議題、提案説明まで)

日程第15 休会の件

◎開議の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎厚生文教常任委員会調査結果報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入ります。

日程第1、厚生文教常任委員会調査結果報告を行います。

本報告に際し、久我政史委員長より、けがにより自席にて報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを了承しました。

7番、久我政史委員長より報告願います。

久我政史委員長。

○厚生文教常任委員長（久我政史君） 7番、久我政史。

皆さん、おはようございます。

私の不注意によりまして大変申し訳ございませんが、自席にて報告させていただきます。よろしく申し上げます。

お手元に配付してございます調査報告書につきまして報告いたします。

令和5年3月3日、睦沢町議会議長、田邊明佳様。

厚生文教常任委員会委員長、久我政史。

委員会調査報告書。

本委員会は、所管事務等について下記のとおり調査を実施したので、睦沢町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

こども園・放課後児童クラブのあり方について。

2、調査の目的。

継続的な調査研究をもって課題等の検討を行う。

3、調査の経過。

第1回、日時、1月5日木曜日午前11時45分開会。

場所、睦沢町役場308会議室。

案件、こども園・放課後児童クラブのあり方についての調査研究の進め方について。

出席者、田邊明佳議長、久我政史委員長、久我真澄副委員長、伊原邦雄委員、市原重光委員、中村 勇委員、麻生安夫委員、米倉英希委員。（事務局）秦 悦子事務局長、田邊浩一書記。

欠席者はなし。

第2回、日時、1月20日金曜日午後3時開会。

場所、こども園、睦沢小学校。

案件、こども園・放課後児童クラブ現地調査。

出席者、田邊明佳議長、久我政史委員長、久我真澄副委員長、市原重光委員、中村 勇委員、麻生安夫委員、米倉英希委員。（教育課）宮崎則彰課長、芝崎洋一副課長。（こども園）酒井 靖園長、篠田真樹子副園長。（睦沢ふれあいスポーツクラブ）海老根正明会長、中村やす子事務局長。（事務局）秦 悦子事務局長、田邊浩一書記。

欠席者、伊原邦雄委員。

第3回、日時、1月23日月曜日午前9時開会。

場所、睦沢町役場302・303会議室。

案件、こども園・放課後児童クラブのあり方についての調査等。

出席者、田邊明佳議長、久我政史委員長、久我真澄副委員長、伊原邦雄委員、市原重光委員、中村 勇委員、麻生安夫委員、米倉英希委員。（教育課）鶴澤 智教育長、宮崎則彰課長、藤田英和主幹、芝崎洋一副課長。（こども園）酒井 靖園長、篠田真樹子副園長。（睦沢ふれあいスポーツクラブ）海老根正明会長、中村やす子事務局長。（事務局）秦 悦子事務局長、田邊浩一書記。

欠席者は、中村 勇委員（午後）。

第4回、3月3日金曜日午後3時開会。

場所、睦沢町役場302・303会議室。

案件、調査報告書の承認について。

出席者、田邊明佳議長、久我政史委員長、久我真澄副委員長、伊原邦雄委員、市原重光委員、中村 勇委員、麻生安夫委員、米倉英希委員。（事務局）秦 悦子事務局長、田邊浩一書記。

欠席者、なし。

4、調査の結果。

こども園は、令和4年3月の職員の大量退職や新型コロナウイルス感染症の影響による業務の増加により、休憩を取ることも困難な職員も出るなど職員数に対して業務過多の状況となっている。また、一般事務職員についても、フルタイムの職員が配置されておらず、業務過多に拍車をかけている。

職員がゆとりをもって保育を行うためには、現在の職場の労働環境を改善する必要があり、それと同時に保護者に園の適正な利用と保育料の改定について理解して頂く必要もある。

放課後児童クラブにおいても、支援員等の不足により来年度は土曜日が休止となる状況である。支援員及び指導員については、生活給にならないことから、定年を過ぎた方をお願いしているが、体力が必要な仕事であり、人の入れ替わりが早い状況となっている。

このようなことから、厚生文教常任委員会としては、こども園及び放課後児童クラブのあり方として、保育士及び支援員等の働き方の見直し、処遇改善のさらなる検討、職員の配置や職場環境の改善、保護者の適正利用が図られるよう要望する。

若者定住施策を進めていくなかで、若い世代の子育て支援は重視すべきであり、このことから睦沢町の子育て環境の更なる改善と充実を町に対し求めるものである。

報告は以上となりますが、別刷りでお配りしてございます調査の内容につきまして、後ほどご覧いただければと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎議案第18号～議案第22号の総括質疑、予算審査特別委員会の設置及び付託

○議長（田邊明佳君） 日程第2、議案第18号 令和5年度睦沢町一般会計予算から、日程第6、議案第22号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算までの5議案を一括議題といたします。

これから、議案第18号から議案第22号までの5議案に関する総括質疑を行います。

なお、この後、予算審査特別委員会を設置する予定でありますので、細部にわたる質疑等は、その特別委員会にてお願いいたします。

それでは、最初に、議案第18号 令和5年度睦沢町一般会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 今回の予算提案理由説明書、この内容を非常に簡潔で従来にない書き方というんですか、非常にコンパクトで分かりやすいと。非常に田中町政のカラーがしっかりと出ていると思いますので、特に、一つ一つ丁寧に対応していただいているなということで、大変好感の持てる内容であると思われました。

それで、二つほどお聞きするんですが、まず1ページの11行目です。本町でも広範な課題解決に統合的に取り組むことうんぬんとあります。この統合的という言葉、総合だとか有機とかいうことじゃなくて、あえて統合という言葉を使ったというのは、それなりの事業の進め方とか色々なやり方があると思うんですね。

したがって、問題解決に統合的に取り組むというこの中身、どのような分野、どのような体制、どのように進めていこうとしているのか、まずそれをお聞きしたいと思います。それが1点目。

2点目です。3ページの下のほうにありますけれども、本町は今年で町制施行40年ということですが、実は千葉県も誕生して150年という節目であるそうであります。

千葉県は各自治体に、県の150年についてのイベントをする際に、かなりの補助金を出すというふうなことで言われております。町としましても、せっかくですから、多分、県のこの150年、誕生というのも一緒に祝うと思うんですが、やり方によってはかなりの補助金が来ますので、町の予算も少し節約出来るんじゃないかと思うんですよ。

そういったことで、どのように町の40周年記念事業と千葉県の誕生150年の記念事業を進めていこうとしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えをさせていただきます。

1点目の件ですけれども、2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、そしてロシアによるウクライナ侵攻が重なって、世界的にSDGsの進捗度合いが停滞しているということがございます。

今後、世界はSDGsの進展を回復させて、さらに加速しなければならないと言われていくわけですが、そのためには政府とか自治体、あるいは企業、個人などが協力して取り組まなければならないということで、本町では先程も、統合的ということでありましたように、総合戦略でもSDGsの推進を掲げているところでございます。

その考え方なんですけれども、例えば目標の一つである「すべての人に健康と福祉を」では、先進予防型のまちづくりの考え方に通じるなど、本町の取組の方向性とも一致するものがございます。

また、そのほかの目標の中でも「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、また「気候変動に具体的な対策を」に当たる、気候変動を抑制して脱炭素化を進めること、これは提案理由にもあるように、大雨や短時間の強い雨の発生頻度の増加、強い台風の増加、猛暑日や熱帯夜の増加などに対する抑制効果があると言われていることに加えて、温暖化や温暖化による自然災害は、農林水産業における収量とか品質を低下させるということ、さらにそれに関わる失業を招き、「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」すると関連しているということでございます。自然災害や海面上昇によっても、住む場所を失えば「住み続けられるまちづくりを」にも影響を及ぼすということです。

このように、地球温暖化は自然災害による直接的な影響だけではなくて、経済活動や雇用、健康福祉など様々な分野へ影響を与えているということですので、SDGsの達成に欠かすことの出来ないテーマになっているということでございます。

具体的な本町での取組では、役場庁舎の照明や空調設備にはエネルギーマネジメントシステムを導入しているわけで、設備の高効率化だけでなく、CO₂削減にも貢献をしているということです。

さらには、改善センターの屋根に設置した太陽光発電設備や、それに連結する蓄電池の活用、公用車に電気自動車を導入していること。また、町民へは、電気自動車の購入補助金や住宅への蓄電システムの設置補助金がございます。

また、スマートウェルネスタウンにおけるガスのコージェネの導入など、CO₂削減につながる取組を行っており、これからも継続して参りたいということでございます。

また、新年度では、中学校の体育館とか運動公園の体育館への水銀灯などをLED照明に改修するなどして、新たな取組も予定されているということでございます。さらには、環境譲与税を活用した里山整備推進事業の実施とか、みどりの広場への天然芝の施工も行っているということでございます。

今後も、第2期の総合戦略を推進する上でSDGsという視点を持ち、先程もありましたように統合的に、町民にも理解をしてもらいながら、このSDGsの考え方を進めて参りたいという方向で考えておりますので、統合的というのは総合的にということに通じると思っておりますけれども、全てのことを、一つやればこれにもつながるというような形の中で進めていけ

ればという考えでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） それでは、3ページのところの町制施行40周年の記念事業の絡みで、千葉県生誕150周年の記念事業ということで、時期を同じくして県のほうでもそういう事業に対する補助金があるということで、これにつきましては令和5年度の予算の要求のところにも、既に歳入で計上はさせていただいておるところでございますけれども、県のほうの150周年の補助対象になるには、やはり県の全体としてのコンセプトとかがありまして、それに乗れるのかというところで、手挙げはしております。

40周年の記念事業の中で、ふるさとまつり、みこしの渡御等を予定しておりますが、これについて県のほうと一緒にお祝ひをして、財源の確保も含めてそこに乗ることが出来ないかということで、今、県とやり取りはしております。ただ、最終的にそこが採択になるかどうかは、今の段階ではまだ見えておりません。

今後のやり取りの中で、少しでも県の補助金の対象のところに合致するかというところが、課題はございますけれども、一応、町としてはそこに一緒に乗りたいということで、県のほうに、内々ではございますけれどもやり取りは始めております。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 5番。

初めに、SDGsの理念を基にやられるということは、そういうことで分かります。

私が思っているのは、いわゆる総合的でなくて統合的という事業は、これから先は各課を超えた課題に対してチームで取り組むということが増えて来ると思うんですよ。

従来は、高齢者とか福祉とかそういった分野で、介護保険とか後期高齢とか国民健康保険などのそういったものがあって、それを基にの活動がありましたので、幾つかの課でそれは出来ていると思うんですが、これからはやっぱり子ども分野がこういうことになって来ると思うんですね。したがって、課を超えて事業を、課題を進めていくようになると思うんですね。その場合、やはりリーダーシップがすごく大事になって来ると思うんですよ。

したがって、その辺の、例えば組織形態もそうかもしれませんが、その辺をどのようにやっていこうかなということの上で、私はこの統合的という言葉は象徴だと思って捉えたんですけども、先程のほうはハードの面の話でありましたが、ソフトの面でもその辺をひとつ、統合という意味は総合とも違うですよ。結合は有機とも違うんですよ。やはり統合とい

う、そのやり方があるんですね。ですから、是非ともこの言葉を使った意味ではやっていただければと思います。

それから、千葉県とのコラボですね。

是非とも、150年前、睦沢町はどうだったかということから見れば、確かに色々項目は少ないかもしれませんが、一緒に千葉県をつくったという中の一地域でもありますから、これは間違いなく関わっているわけですね。

したがって、いわゆる未来志向といえますか、盛大に千葉県をお祝いするというそういった方向で、何か無理やりでもこじつけて、是非とも補助金を引っ張って来て欲しいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えします。

統合という言葉、丸山議員がおっしゃったとおりだと思います。各課を超えて推進するというので、町長のほうからもそういうふうに言われておりますので、例えばコロナワクチンの接種を全庁体制でやっているとかそういうこともありますし、子どもに関しては各課、その担当課だけではなくみんなで、各課で努力して前に進めるようにしていくということもしております。

そんなことで、課題解決には担当課だけでは済まないこともあると思いますので、その辺は今言われたように、統合的に推進をしていきたいというふうなことで命を受けておりますので、そのように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 150周年の県のほうの補助金につきましては、県の担当のほうとまた協議を続けながら、ハードルも結構高いんでございますけれども、努力して参りたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 先程の統合という部分で、課を超えた連携、そしてリーダーをしっかりとというお話ですが、今、ITであったりローカル5Gであったり、若い、パソコンに強い職員を集めて、また学校の先生も含めて枠を超えたチームをつくって、その勉強会をやったりとか、取組について進めているところもありますので、色んな多方面にわたって課を超えたチームをつくって、なおかつ、今、教育のほうでそれぞれの個を育てようと、個を引き

出そうという教育もしていますので、役場の職員の中でも得意分野を生かせる、そんなリーダーをつくっていききたいなと思っていますので、是非ともまた色々のご指導いただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はございますか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは、質問させていただきます。

まず、提案理由説明書の8ページの7行目で、「若者定住型住宅分譲地建設事業では、人口減少対策として若者・子育て世代の移住・定住の受け皿となる住宅地の分譲に向け、整備」というのがあります。これについて、歳出と関係する基金の歳入について伺います。

15款の1項4目の土木使用料ですが、この中に若者住宅促進住宅家賃780万円とありますが、これは町はこの先、この売却のことをどのように考えているのか。

次に、20款1項1目繰入金ですけれども、これは若者定住促進基金が4年度末で約1億3,000万円の見込みであるようですが、このうち約1億円の基金を取り崩して使うと、残りは約3,000万円となります。

その後の基金の積立ては、これから先、住宅が売却出来ない場合、3,000万円の基金に家賃が毎年780万円のことになりますが、この先、このままでよいのか。また、これをどうしていくのか。

続きまして歳出ですが、7款5項4目の住宅建設費9,890万円。なぜ、今、若者住宅促進基金を取り崩して、川島地先に造成する必要があるのか。

私の中では反対のほうが今でも勝っていますが、令和4年度一般会計補正予算の第6号で質問した際、地権者は全員承諾していて、近隣住民にも説明は終わり周知している。区長さんには説明し、自治会に説明を任せてあるようなことを伺いました。地域住民が納得しているならば、疑問は残りますが、本事業を実施することは仕方ないようにも感じます。

そこで伺いますが、町の未来を思うと、この事業は町のためだということでもよろしいのか、町長の強い回答をお願いいたします。

そして、これに関連するんですけれども、非常備消防費ということで、8款1項2目の非常備消防費のうち消防施設負担金の中に、5年度は消火栓1基、約180万円、設置するようですが、どこに設置するのか。また、防火水槽の撤去は何の防火水槽なのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 住宅建設についてお答えをさせていただきますけれども、まず基金ですけれども、基金の令和4年度末の残高が1億3,744万6,000円。そこから、5年度は建設のための取崩しが9,890万円となるということで、残りは約3,850万円ということになりますけれども、5年度にはリバーサイドタウンの1棟が売却される予定でございますので、その額が約850万円。そして、住宅家賃も残りの13世帯で780万円の収入があるということです。合わせると、5年度は1,600万円強の収入があるということで、5年度末にはその金額を基金に積み立てられると見込んでおります。

また、毎年の家賃収入も計画的に基金に積み立てていきますので、少なくとも毎年700万円以上の上乗せが出来るものと見込んでいるところでございます。さらには、売却も今後進んで来るといふことになれば短期での収入も増えますし、そうしますとこの後、修繕にかかる費用も少なくなっていくところでございます。

担当課、産業建設課でも、入居者には購入を促すような努力をさせていただいているところでございますので、後々の修繕費用等々に関しては十分対応出来るのかなというふうに見込んでいるところでございます。

また、今回の分譲地でもその売却費用、これは基金に積み立てることになりますので、目的基金として、次はいつになるか分かりませんが、若者定住施策として次の事業に充てることが出来るようにしていきたいと考えているところでございます。

そしてもう一つ、消火栓についてですけれども、まだ場所のはっきり決まっていないということでございますけれども、町としては川島地先の分譲地予定地をお願いしたいと考えており、そのような方向で進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 先程の防火水槽の撤去の件でございますけれども、こちらにつきましては、北山田地先の個人の所有の土地の中にあるものということでございます。こちら地主の方からの要望でございますが、撤去に当たりましては地元消防あるいは区長さん、そして佐貫分署のほうとも協議をいたしまして、了解を得ているものでございます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 私の思いをということでお聞きされましたので、少し述べさせていた

だけならば、今、町の予算を預かる中で、睦沢町の未来に対して、睦沢町の今後10年後、15年後に対してどんなまちづくりをしていけるのか、そんな思いをしっかり見た中で、総合戦略に沿って町の運営をさせていただいているところであります。

グリーンラインの打合せが始まり、そして北川橋付近にインターが出来ることは間違いありません。

そして、今まで私の友人であったり、近隣の方であったり、町内の方であったり、睦沢町に土地がなくて、睦沢町から出ていかれる方が何人いたことか、振り返るととても心が苦しく思っております。

6,700人の睦沢町の中で、1人、2人、しっかりと受け入れていく、そして今の人口にまでは収まらないでしょうけれども、若い世代の出生率を少しでも上げた中で、現状の子ども数が減る坂道を緩くしたい、守っていききたい、そんな思いの中での一つの事業がこの若者定住施策であります。そして、必要であるかと。間違いなく必要でありますし、ご理解いただいて協力をいただきたいと思っておりますのでございます。

今、土地利用計画をつくっている中でも、睦沢町には駅も国道もない中で、今回のグリーンラインが睦沢町に接点を設けることは、とても睦沢町の未来にとって重要なことであり、明るい光が差しているんだと思っております。その路線の中で、しっかり見た中で、ベストな場所を私としては切望したわけでございます。

これは、町にとって絶対必要な事業でありますし、必要な事業促進になると思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

思いをとということなので、必要であると、しっかりとした思いを持って答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） 今、町長の強い考えと意志というものを伺わせていただいたような気がします。

これは、町長が就任されてから、やはり減少に、もう今までも減少していたわけですね。これを色々な町長さんがやって来た。私も是非、やはり人口を減らさない、増やしていくためにはこれをやるんだというような意思が、私には今、伝わりました。色々な問題はあるかもしれませんが、町長はそこをきちんと職員の手綱を締めて、しっかりとやっていただきたいと思っております。

それで、今、歳出の件については、町長の意思は分かりました。

若者定住、分譲の基金についてですけれども、今回の売却と収入で1,600万円あるということでございます。修繕についてもこれで賄えるということでありましたが、本当にその修繕は賄えるのか、ちょっとよく私には分からない点があります。

なぜかという、これから先、今までもウェルネスタウンについては、基金のことですから、ウェルネスタウンについては、もう5年以上経過しているわけですね。それで、売却したのが4件位ということで、残っている数が非常に多いと。

これについて、収入はあるかもしれませんが、10年したら外壁の塗装、屋根の修繕、またお風呂、水回り関係、これを修理していかななくちゃいけない。ばく大なお金がかかって来るのではないかと。1棟、2棟であれば、それは簡単に出来るものであるかもしれませんが、これがやはり多くなって来るにつれて、一回に出るということもあり得るわけですね。

これも計画的にやればよいとは思いますが、この点について積算とかそういうものを、もう今からきちんと考えた中でやるべきだと私は思いますが、これについて伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 修繕の件でございますけれども、もう相当年数がたっていると、平成26年ですかね、の賃貸からもうかなりたっているということで、小川議員がおっしゃることはよく分かります。

今、言ったように、壁や屋根の修繕、塗装等が主だと思っておりますけれども、あとは水回りということでもありますけれども、私のほうでちょっと考えているのは、残り13棟ということでございます。1棟当たり、屋根や壁の修繕、あるいは水回り、平均で300万円ということで大体見込んでおりますけれども、もしかかったとしたときに。

計画的に全棟を1回にではなくて、2年、3年をかけてということになるかとは思いますが、そうしますと13棟の300万円ですと、3,900万円。そういうことだと、今の基金の中で、あるいはこれから積み立てていく中で足りるのではないかとこのように思っております。

それと、ウェルネスタウンの話が出ましたけれども、こちらについてはこの基金とは別物で一般会計からということで、それとあわせて、大規模修繕じゃなくて小規模なものはウェルネスタウンもリバーサイドも全部そうですけれども、個人で直してもらおうということになっております。

ウェルネスタウンについては指定管理をしておりますので、その中である程度は見込んでいけるというふうに思っておりますので、この基金に関していえば、リバーサイドだけが賃

貸ということになりますので、その中で十分対応が出来るというふうに見込んでいるということですので。

また、修繕を行うときには計画的に進んでいけたらなというふうに思っておりますので、その辺は特段、心配はしていないということでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

小川議員に申し上げます。

防火槽に関しては予算委員会向きの質問であったと思いますので、次からはよろしく願いいたします。

他に質疑はありませんか。

米倉英希議員。

○1番（米倉英希君） すみません、それこそ先程、1番最初に丸山議員からもありましたが、SDGsについてちょっと触れさせていただきたいと思います。

SDGsは、国連の加盟国によって、持続可能なこれからのということで進めていく中で、睦沢町もそのSDGsにのっとり各事業等、これから進めていくという答弁の中で、それこそ今年に入って、川島のある団地の中で1人、火災で亡くなられた方がおりました。

SDGsの中でも目標の3、その中に「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉社会を推進する」と。全ての人々の健康的な生活を確保するという中で、各地区に民生委員さんの方がいられると思います。

そのこの1月の火災のときには、独り暮らしのおじさんの方、火を消して、僕も消防団だったので現場に行き、この職員の中の自衛消防団の方も一緒に手伝っていただきました。

これから町の中も人口が減っていくという中で、これから独り暮らしの高齢の方々も増えていくという想定もなされていると思います。

また、空き家もかなり増えて来て、そこに住んでいた方々も跡継ぎをせず、家は持っていますが、週末、戻って来るなり、年末年始、戻って来るなりということで、昨今、色んなニュースの中でやっぱり昔とは違う事件であったり、想定が出来ないところもかなり増えて来ているというところで、私も消防団の一人として、これからそういうふうに火災等で一人の命もやはりなくなっていくといたしたくないですし、火災等もなければ、1番平穏な町でいいのかなと思っております。

その中で、これから民生委員の方々とも連携を取っていくと思いますが、民生委員の方だ

けでも、やはり地域の皆さんとコミュニケーションを取って、どんな状況なのかと、やっぱり把握し切れないというところがあると思います。

町の中にも色々なボランティア団体がありますけれども、今後、そういったボランティア団体であったり、民生委員の方であったり、また町の当局の職員の方々もそうですけれども、町民の独り暮らしであったり、生活が困難な方、やっぱりこれから増えていくと思いますので、そういった方々に対して、これから町としてどういった取組をしていくのが1番いいのかなと思っているところがあれば、是非ちょっとお願いしたいなと思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 町全体で住民の安心・安全をしっかりと守っていける体制の構築はどうなんだというところの部分だと思いますが、まず福祉の部分の民生委員に関しては担当課、また防災で、今、各地区との自主防災組織等々の連携については総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 民生委員の関係についてお答えさせていただきたいと思います。

民生委員さんには、独居の高齢者の方、見守りをさせていただいております。ただ、その見守る中で、受入れの悪い方といますか、支援のほうを拒む方も多々おられると聞いております。

そのような方をどのようにして救っていくかというところが、今、課題になっているかと思っておりますけれども、なかなか近隣とお付き合いのない方というのは、なかなか問題が出にくい状況というのがございますので、川島の火災の方につきましても、大分ごみがあったと。夜勤等をされていたようですので、出せない状況があったのかなと思いますけれども、そのようなところで何か出来る支援があったかと考えております。

そのような中で、1番必要なのは、そのような方が相談しやすい体制づくりをまずつくっていくことが必要だと思います。そのほうは、広報やホームページ、また民生委員さん等を通じて困っている方に伝わって、そのような体制をつくれていければいいなと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 先程の火災の話もありますけれども、色々な災害があるかと思っております。

そういった中で、自主防災組織の強化というところでは、今後も力を入れていきたいと思っておりますが、まず今年につきましては3月17日に防災の研修会ということで、自主防災組織の防災力のさらなる向上を目指すというところで、災害のときの対応ですけれども、その研修も防災士の方々にお願いして、予定をしております。

そういった、来年度におきましても自主防災組織と各区と、また町と連携を深めて、さらに強化して参りたいと考えております。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありますか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 6番。

私のほうからは2点ほど伺います。

まず1点目なんですけれども、提案理由説明書の12ページをお願いします。ここには後期高齢者医療保険の……

○議長（田邊明佳君） 久我議員、一般会計でございますが。

○6番（久我真澄君） ああ、これ全体をまとめてやっているんじゃないんだ。

じゃ、まず1点目です。

2ページの冒頭なんですけれども、これは自主財源としてふるさと納税は重要であるということの中での話なんですけど、この中で、これは自主財源の確保に努められたいという指摘要望事項に対する回答となっています。

この指摘要望事項というのは、要するに自主財源をもっと増やしたい、ふるさと納税で増やしたいということでもあるわけなんですけれども、ふるさと納税の回答の中には、より多くの返礼品の提供者や生産者価格の見直しなどの検討をお願いしたいと考えておりと、こう来ているんですけれども、これは確かに生産者価格の見直しをすればもっと寄附金が集まるのではないかと、こういう根拠は十分あるんでしょうけれども、これをお願いしたいということになって来ると、投げたボールをまたそのまま投げ返されたというように受け取らざるを得ないと思うわけですよ。

これは、生産者価格の見直しができるようなシステムを考えて欲しい、つくって欲しいということを検討してもらいたいということで、ただ単に生産者のほうから価格を下げるように検討する、お願いするといっても、はいとはなかなか言えない状況もあるかと思うんですけれども、その辺、もう一步踏み込んだ、町のほうとしての検討も入れて欲しいということのお願いです。

その後、前年度で1.7倍の6,000万円の寄附金を予定していますということになっていますけれども、これは1.7倍の6,000万円ということは、この理由というのか、この数字の話なんですけれども、これはまた後ほど詳細で聞きますけれども、なぜ1.7倍で満足するのかなどというところもあって、その辺は後ほど聞きますけれども、取りあえず返礼品の検討を生産者をお願いするということは、そういう考えは当然、寄附金の集まる考えとしては正解かと思うんですけれども、それを生産者をお願いするだけじゃなくて、執行部のほうとしてもそういう策を練って出して欲しいと。

例えば、生産者価格をこれだけ下げれば、この位の寄附金が集まるんだというデータをまとめて、価格と寄附金の集まっているデータ、これはふるさと納税サイトのほうを見れば、皆、ランク分けして色々出ていて、寄附をする人は何を目的に寄附をするかということが非常にやりやすい状況で出ていますので、その辺をまとめて、この辺まで価格を下げれば、この位集まっていくんだとか、全国的に見てそういうのをちょっとまとめていただければ、生産者のほうもやりやすいなと思うので、その辺もお願いします。

取りあえず、以上です。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） より多くの返礼品の提供、生産者価格の見直しの検討をお願いしたいということについては、12月の議会でも答弁させていただいたように、生産者などの皆さんには、より多くの返礼品の提供、あるいは生産者価格の見直しの検討をお願いしたいということをおっしゃっていただきました。

それらのことを考慮に入れて、ご協力が得られることを見込みまして、新年度当初予算では前年度当初から約1.7倍の6,000万円を見込んだということでございます。

生産者価格の見直しだけではなくて、ほかのこともやったほうがいいんじゃないかという話なんですけれども、ポータルサイトを追加したいと思っております。

これは新聞報道もされていたわけなんですけれども、大網白里市が3年度ですか、寄附金の額が約10億円ということで、勝浦市に次いで第2位になっていました。返礼品のお米が人気になったことが、寄附金が伸びたことの要因だったということでした。そして、ふるさと納税のポータルサイトなんですけれども、それまで一つだった取扱いサイトを増やしたということ、これで寄附の選択肢を増やしたということが寄附増額の要因の一つになっているということをおっしゃって、記事になっておりました。

まず、生産者価格についてなんですけれども、お米を月ごとに送る定期便などの品ぞろえ

が増えたこと、生産者価格を低くしてお得感のある商品が用意出来たこと、これが最大の要因、サイトと併せてですね。

このことから、サイトを増やすことに加えて、お米については生産者価格をある程度下げてもらふこと、より多くの量を返礼品に回していただけるようにすること、これは先程ありましたがけれども、個別の交渉になると思いますけれども、お願いをしていきたいと思っております。

ポータルサイトの追加、町が考えているほうなんですけれども、今まではふるさとチョイスと楽天ふるさと納税のサイトということで今まで来ておりましたけれども、新年度からはJR東日本のふるさと納税のポータルサイト、これを追加して三つのポータルサイトから寄附が出来るようにしたいと思います。

もう一点、今までむつぎわ米、ちばエコ米のみの返礼品としていたものを、むつぎわ米、ちばエコ米は睦沢のブランド米として、そうでないものはむつぎわ米というブランドではなくて、はっきりとその辺は区別した中で返礼品として出していければというふうに考えておりますので、皆様方のご了解、ご理解をいただきたいということでございます。そうすることで、当然価格にも差がつくと思いますし、寄附をする方はおいしい睦沢のブランド米を求めるとも出来ますし、質より量という選択をする方もいると思います。

寄附をするほうにも、返礼品としてお米を提供してもらえらる方にも、より多くの選択肢を与えることで、むつぎわ米はもちろん、そうでない睦沢の普通のお米も消費者の方々のニーズに合わせる事が出来て、より多くの寄附を期待出来ると思いますので、繰り返しになりますけれども、議員の皆様方にもご了承、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

そして、6,000万円、見込みが、多分少ないんじゃないのということを言いたいのかなというふうには思いますけれども、生産者などの皆様にはより多くの商品、返礼品の提供、生産者価格の見直しなどの検討もお願いした中で、ある程度の協力をいただけるということを考えておりますが、ふるさと納税に回せる物量が大幅に増えることも難しいと思いますので、まずは商品の提供とか、生産者価格の見直しをお願いするという範囲の中でということで、今回は6,000万円、切りがいいと言ったらそれまでなんですけれども、6,000万円を想定しましたので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

なお、商品が足りない位、寄附の申込みがあれば、今後、生産者のほうでも、もう少しふるさと納税返礼品に回すことをお願いすることも可能だと思いますので、その辺も視野に入

れた中での6,000万円ということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、お米の生産者価格、ほかのところを見ますとキロ250円以下、200円から250円、もう少し安いのもありますけれども、その位になればすぐ売り切れというような形でございますので、情報として申し上げさせてもらいました。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 丁寧な説明、ありがとうございます。

その中で、今回、私のほうとしては農業のことをちょっと頭に入れながら、今、質問したわけなんですけれども、米のことをですね。

今、陸沢の農業の中で個別単位、要するに生産者が今ふるさと納税に立ち向かうのには個別の生産者、個別の団体がふるさと納税の返礼品という格好で参加していているということなんですが、この参加の仕方についても、例えばかなり一気に集めたところ、町なんかのほうを通りますと、町で米を、市場価格よりもちょっと高めのやつで、全量受け入れて買い取っていくと。そこで、町のほうで製品にして、ふるさと納税の返礼品としてやっていくと。これをやることによって、一気にふるさと納税に弾みがついていったということも聞き及んでいます。

ですから、その辺は町の関わりですね。ただ単にお願いして、応えてくれれば上がっていくでしょうという話ではなくて、応えれば上がっていくんですけども、集まっていくのは事実なんですけれども、その点、その辺の仕組みの検討、もっといい仕組みがないか。

というのは、個別でやるとなると、品質の問題が非常に大きな問題になって来るわけなんです。特に零細事業として米を作っているところは選別、色彩選別とか色々選別、異物の選別とかそのようなことをかけながらやっていかないと、とんでもない返礼品を出荷してしまうというおそれも十分ありますので、その辺を防げるような場所をつくっていただければ、生産者としても出しやすいなと思うわけです。その辺も、検討を含めていただければと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 色々ご提案ありがとうございます。

まず、生産者、団体、個別の団体の参加の仕方ということがありましたけれども、町でお米を買い入れてまとめてふるさと納税として出すというお考え、ご提案でございますけれども

も、基本的に生産者価格はあくまでも生産者価格ですので、それは町が買い取って、例えば200円で売ってくださいという買取りではなくて、やっぱり生産者が独自で値段をつけるということしていくのが前提、基本だと思いますので、町が買い取ってということはちょっと今のところ考えていないと、考えられないということでございます。

品質を保つためには、それこそ議員言ったとおり、それぞれ冷蔵庫が必要だとか、色選別機が必要だとかということになりますけれども、それを町が用意してということだと思います。そこまではちょっと町のほうでも考えていないということで、あくまでも生産者価格を個人でつけてもらうからには、それなりの施設については個人で用意してもらうということをお願いしたいと思っております。

また、今回、ふるさと納税地場産品の開発の支援金というのもありますので、その辺も有効に活用しながら、出来るだけふるさと納税、協力していただくような方向でお願いもしていきたいと思っておりますので、まずは皆さんに個別に生産者価格のほう、ほかがこうだからこうなんだということを丁寧に説明しながら、ご協力が得られるように努めて参りたいと。ただ、強制ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 最後に、今、回答までいただいたわけですがけれども、最後に言いますけれども、生産者価格は生産者が決めるということですがけれども、生産者価格といいましても販路が少ない、販路をあまり持たない小さな農家ですと、農協に、JAに納入するという格好になるわけです。でも、JAで買い取る価格と、市場で、道の駅等で買い取る価格、消費者が買う価格とはかなりの開きがある。倍位開きがある。

つまり、倍位開きがあるということは、生産者はもうちょっとでも高く買ってくれればいいわけなんです。生産者は、要するに30キロ5,000円でJAが買い取るよと言っているところを、じゃ、6,000円で買い取ろうと言えば、まだまだ余裕があるわけですから出来るわけなんです。町のほうとしても色々加工しても、まだまだメリットがあるなど。米も十分集まるなどという考えも出来るわけなので、あくまでも生産者が決めなくても、そういう仕組みがあれば、ちょっとでも高く買い取れる仕組みさえつくれば、安くてもいい米を提供出来るというようになります。そう思います。

さらに、また後ほど、またもう少し詳しくお話ししたいと思っております。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 言っていることは何となく分かるんですけども、販路がないというところでは、ふるさと納税は販路の一つになると思います。

それと、JAの話、ほかのところの会社の話をするのはあれなんですけれども、今、話したように、30キロ5,000円のところが、30キロ6,000円でやれば少し利益が出るといったところなんですけれども、先程、私が言いましたように30キロ6,000円だと200円です。それで出していただくところが、もし可能であれば少し、供出米というのですかね、そこよりも上乘せになると思いますし、その値段であれば、ほかのところの例を見ますと完売ということもありますので、是非、議員の所属している団体には、その値段で出していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ございますか。

今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 9番。2点ほどお願ひしたいと思います。

1点目の関係でありますけれども、積立基金を活用した歳入構造についてお伺いしたいと思います。

3日の一般会計補正予算、これは決算見通しの中でありまして、そこを見ますと地方交付税が大幅に増額、3億3,000万円ほど増えているわけでありまして、16億円ほどの交付税。また、繰入金の減額、こういったものを行っておりまして、また加えて経費節減、枠配分、そういったことで基金残高が大分増えまして22億1,100万円という、前年度より2億円ほど増えているということでありまして。

また、特にその中でも財政調整基金につきましては10億円というようなこと、また教育施設積立金6億9,000万円ということになっておりまして、大いにこれは評価するところでございます。

しかしながら、新年度予算では基金より4億4,400万円の繰入れ。特に、若者住宅、これは1億円ほどありますけれども、財調から2億2,800万円余の繰入れでございます。せっかく経費節減や枠配分等で積み立てたものを取り崩した、いわゆる基金に対応した歳入構造になっているというふうに思われます。

自主財源の確保の難しい中でありまして、これから、今日も新聞等で大きく出ておりますけれども、大きな災害、いわゆる直下型の地震だとか南海トラフですか、こういう大

きな災害等が予測されます。そういった面で、それらに備えた財政基盤、基金の基盤は必要であるというふうに考えます。

そこで、償還等に非常に有利な対策債等のそういう地方債の有効活用、いわゆる、早く言えば借入れ、そういったものを大いに活用しながら大胆な政策を行うということも必要ではないかというふうに私は思います。

特に有利な地方債、これらの研究を十分しまして、財政歳入に対しては大いに検討すべきではなかったのかなというふうに思われますけれども、今回、予算の関係、歳入関係につきましてはその辺がちょっと感じたものですから、質問させていただきます。

それから、いま一点につきまして、これは固定資産税の関係でございますけれども、地籍調査が地域において行われておりますけれども、固定資産税の微増等についてということでご伺っております。そういう中でお聞きしますが、完了した地域の縄伸びの状況、これにつきましてお願いをしたい。

特に私が感じていましたのは、昨日、ちょっと本県選出の参議院議員の先生のお顔を見まして、所有者不明土地の増加が、今社会的な問題になっているというような状況でございます。特に共有地の管理、それから相続未登記による所有者不明土地が非常に全国的にも多くなっておるといような状況であります。

地籍調査完了の地域、全部終わっていませんので、完了した地域にどの位、所有者不明土地等が発生しているかどうか。この辺をつかんでいましたら、ご回答願いたいと思います。

以上、2点につきましてお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず、歳入のほうですけれども、基金に対応した、依存した予算であるということだと思いますけれども、議員おっしゃるように、災害とかがあったときには困るのではないかということですが、計画的な基金の積立てということでもらせております。米倉議員の一般質問で町長が答弁したとおり、令和4年度末までに学校のほう、整備基金は7億円積み立てることが出来ました。

しかしながら、今、経済情勢が不安定ということで、実際に建設費用がどこまで上昇するのか、学校基金についてはですね、見極めないと計画が立てられない状況です。そういった中で、なるべく積み立てられるときに基金を、学校基金のほうについては積み立てていこうということでございます。

学校基金のほう、教育基金についてはもちろんなんですけれども、その他についても施設

の老朽化等、あるいは議員おっしゃったように災害等、緊急なときがあったときもありますので、いつ何どきに基金からの流用が必要なのかということ、そのときのために財政調整基金への積立てもしっかり行っていく、計画的に積み立てていくことが大切だということは重々理解しております。

当初予算では、確かに財調を取り崩すようになってはいますがけれども、令和4年度でもそうでしたけれども、この辺はきちんと執行管理をした中で、4年度のように最終的には取り崩さなくてもいいような、かつ積立てがさらに出来るように、各課においてもその辺を十分理解した上で管理体制を取りながら、歳出予算の抑制に取り組んでもらうということで考えておりますので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、町債のほうなんですけれども、起債のほうなんですけれども、起債を借りれば、それは当然返さなくてはならないということで、借金という言葉が適当かどうか分かりませんが、それがかさんでいくということ。今後、大きな事業が控える中で、起債の借入れを増やしていくことは最善ではないということもありますので、その辺は抑えながら、今、進んでおります。しかしながら、有利な起債、これは当然借りるべきだと私も思います。

議員おっしゃるように、臨時財政対策債については満額を借りております。今年、金額が減っておりますけれども、交付税が上がったということで、その分、臨時財政対策債が抑えられているということで、ここに計上させてもらった1,900万円でしたか、その辺の金額については、県からの限度額の提示があったということで満額をつけております。

そしてなおかつ、緊急防災・減災事業債というのは率がいいということで、そこについても満額借りるような形を取っておりますので、他については交付税算入がそんなに見込めないというものは、今の現計予算の中で対応させてもらうということで、借金をしないということになっております。

しかしながら、もし財政的に足りないということが起きて来れば致し方ないと思います。しかしながら、今の現在では、当初予算ではその辺は抑えた中で、出来れば今の財源の中でやりくりしていきたいという考えの中で、今回の予算編成をしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 命により、私のほうから地籍の関係についてお答えさせていただきます。

まず、地籍を実施して縄伸びがあったかという点につきましてなんですけれども、睦沢町の面積につきましては、国土地理院により35.59ヘクタールという、全体の面積は確定しております。地籍を最終的に終了しても、この面積自体は変わることはございません。ただ、各地区によってそれぞれの増減がございます。

この説明に書かせてもらった、昨年度、佐貫Ⅰ地区、いちばん長南寄りなんですけれども、佐貫Ⅰ地区の登記までが完了しました。その中で、デイスターゴルフ場につきまして、こちらで1.4ヘクタールの面積の縄伸びがございましたので、そこで固定資産税が増えるようになっております。

続きまして、筆界未定の割合なんですけれども、先日、補正予算でも答えさせてもらいましたが、こちらの筆界未定についても、割合的には大上地区で約3%、妙楽寺地区で6%ということで、その程度の筆界未定がございます。

以上になります。

○議長（田邊明佳君） 秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 固定資産税につきまして、所有者の不明土地の問題、これに関しましては確かに今問題となっております。相続放棄等によりまして、確かに所有者が不明になっておりまして、どこに賦課していいのかというのが分からない状況もございます。

これにつきましては、法務局のほうからもチラシ等を配られて、今、周知しているところでございますが、どの位の件数があるということについてはちょっと、現在、まだ押さえられておりませんので、予算審査特別委員会のときまでにお調べさせていただきまして、そのときに回答させていただければと思いますけれども、それでご了承いただければと思いますが、お願いしたいと思っております。

○議長（田邊明佳君） 今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） 1点目の歳入、基金関係でありますけれども、実質、基金を崩して歳入を増にしたと。しかしながら、執行する中で節減をしながら、出来るだけ崩さないようにしていこうと、こういうことでもあります。

思い切った予算で、やはり予算消化という、そういう執行をしていく中では、やはりそれなりの迫力ある仕事が必要になって来るということでもありますから、節減は節減ということでもいいかも分かりませんが、その辺は大いに前向きな予算執行を是非お願いするというようなことを前提として、ちょっと質問をさせてもらっております。

そういった面で、私は、町長も前もそうですけれども、いわゆる借入金返さなきゃいか

ん、出来るだけ借入金を抑えたい、これはもう就任以来からそういった姿勢が見えましたので、それはよく分かります。

しかし、大きな仕事、そういったものについては大いに借入れをして大いに活用すると、これは必要なんです。いわゆるそういう地方債、そういった借入れも財産ですから、そういったものをやはりひとつ、一步踏み込んだ取組というものを検討すべきではないかなというふうに私は思いました。

そういった面で、基金活用した歳入、もう本当に町税、県民税、非常に自主財源の確保というのは難しい中になっておりますので、その辺は経費節減等を大いにやっていただいて、やるのは当然ですけれども、大きな太っ腹を持ったそういう予算編成も必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺につきましてお願いしたい。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えしたいと思いますけれども、思い切った予算編成、大きな仕事には起債も必要だというお考えでございます。私も同じだと思いますけれども、大きな仕事はこれからあります。学校建設という大きな仕事があります。そのときに既に借金を抱えていたのでは、さらに基金の借入れが出来ないということにもなりかねませんので、そこは極力、借金というか借入れを減らした中で、そのときに備えて借りられるような体制を取っておくという考えの下に進んでおりますので、その辺はご理解をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 心強いお言葉、ありがとうございます。

しかしながら、先程起債の話もありましたが、率のいい起債に関してはしっかり起こして当たっておりますので、よろしく申し上げます。

そして、今、広域の事業のほうでも長生病院であったり、処理場の建設だったり、また消防署の建て替えであったりとか、各自治体の負担率も変わって来る中で、そこら辺も見極めた中で、議員おっしゃるとおり、これはやらなきゃいけないというときには思い切り相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 今関澄男議員。

○9番（今関澄男君） では、そのような方向でひとつお願いしたいと思います。

先程の地籍の関係で、所有者不明の関係ですけれども、いわゆる地籍調査が終わった段階で、登記とか色々あると思いますけれども、その段階で全く所有者がいない、不明な土地があったかどうかなんですよね。

その辺をちょっと、本人の呼出しとか境界立会いとか色々、その辺でもう判明すると思うんですよ、現実的に。このあれはどうなっているんだと、共有地の関係はどうなっているんだと、色々あると思うんです。

特に共有地なんていうのは、昔の古い登記の方が、もうとっくに2代、3代前のそういう名前で作っているのが多いと思うんです。そういったところをやっぱりつかんでおく必要があるということで、そこで、先程申し上げましたように、参議院の先生、努力されておりました、相続土地国庫帰属制度というような形で、いわゆる帰属法がこの4月から施行されます。いわゆる相続した土地をうまく管理出来ない、また売却したくとも買手がいないというケース等では、いったん、一定条件を満たせば、国のほうでその土地を引き揚げ、管理させるというような法律ですよ。これが整備されて、確か2023年4月下旬から施行されますよ、これは。ですから、もう既にそういった形で全国的に動いておりますので、これは大きな課題であったわけですが、大きな前進だというふうに思います。

そういった面で、注意をしながら対応をお願いしたいなと思いますけれども、今現在、地籍調査をした段階で、本町に対してそういう土地がどの程度あるのか、ないのかですね、その辺、ずっと前、私、一般質問のときには、睦沢町で50ヘクタール、いわゆる不明土地があるというような回答も記憶ではございます。

そういった面がありますので、多分、地籍調査をやっている段階でこういうものは出ているはずだというふうに私は思いますけれども、そういうのをつかんでいるかどうか。もしつかんでいないとすれば、その辺は地籍調査対象会社と大いに連携を取りながら、詳細をつかんでいただきたいというふうに思います。お願いします。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） お答えさせていただきます。

すみません、立会いにより筆界未定の箇所は把握しているんですけれども、所有者が見つからなくて立会いに来られなかったという数については、ちょっとこの場では持ち合わせていませんので、特別委員会までに用意させていただければと思います。

議員おっしゃるとおり法律も変わりますので、その辺も注視しながら業務に当たらせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） 11番。私からは、特別会計から一般会計に繰入れになりました件であります。

このことについて私がお聞きしたいのは、直営事業になるというふうに予算書の中に書いてありますけれども、直営事業になるということは、職員にも負荷がかかるのかなという気持ちでいっぱいなんです。

今まで過去を振り返ってみますと、この件につきましては指定管理者が2回駄目になっているんですね。その度々に職員が大変な苦勞をして、職員の時間帯というような、夕方の自分たちの仕事が終わった後にこの有機センターの仕事をされているということになりますと、過勞が続いて来るということに私は思うんですよ。

なぜそうなってしまったかということ振り返ると、さっき私が申し上げましたように、指定管理者、1回目の指定管理者と言うと、私が言うと不平が出るか分かりませんが、借金を抱えた指定管理者が、それを私どもの町のほうに投げかけてしまったというのが1点なんです。

2回目の指定管理者は今回なんです。まだ契約期間が残っているにもかかわらず、それを捨ててしまったと。それから、全てが直営事業でやっているんですけれども、みんなこれが職員の負荷にかかってしまっているんです。

こちら辺については、私がお聞きしたいのは、特に1番引っかかっているのがエコ認定の件なんだと思うんです。先程、眞澄議員からもちょっとありました件でありますけれども、どうしてもこのエコ認定を受けていないと、様々なことが動かないと。例えば、道の駅にしても、それからふるさと納税にしても、全てがエコ認定がかかっているんです。

よくいった言葉の中に、質よりも量だということが先程も出ましたけれども、まさしくそのとおりでありまして、やはりふるさと納税も増やさなくちゃいけないということは、当然そこにもかかって来ると思うんです。

私がお聞きしたいのは、やはり職員の負荷にかからないことをまず第一に考えていただかなければならない。この直営事業をどのようにしていくのかのお考えを聞きたいということと、さっき私が申し上げましたように将来の睦沢町の、米価のことが出ましたけれども、米のエコ認定をずっと続けなければいけないのか、こういったことを、将来的な展望を考えてお答えしていただければありがたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 命によりお答えさせていただきます。

かずさ有機センターにつきましては、指定期間を短くして、来年度から直営になるわけなんですけれども、この辺の予算編成につきましては、極力職員の労力を減らすために委託するように計上させていただいてあります。100%、中の事務とかはやらなきゃいけない部分はあるんですけれども、現場作業は委託が主になるように、予算のほうは計上させていただいております。

それで、今後につきましては、この有機センターにつきましては、酪農家のふん尿処理だけではなくて、先程、議員おっしゃったとおりエコ米の関係、あと農業資材となるもみ殻の有効利用など利点がありますので、今後につきましては、指定管理をまた募集していかなきゃいけないと思うんですけれども、その中でも今までのことの反省を生かしながら、新たな技術を持った事業所とか、継続的な黒字経営を確保出来るような視点から慎重に審議して、新しい指定管理を選んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） エコ認定の件ではありますが、睦沢のブランド米を作り込んで来る中で、循環型のたい肥センターとマッチングさせた中のブランド米作りに、今までエコ認定というところがあったんだと思います。

しかしながら、これは本町だけで決めることは出来ませんが、有機センターについては、酪農家も減少傾向にあり、ふん尿の量も減って来ている中で、肥料がそれまで生産可能になるか等々、この先を見込んだ中での課題が大分、ここ出て来ておりますので、有機センターの運営、またエコ認定の在り方もままたらなくなって来ている状況にありますので、ここは、運営については一宮さんとの話の中、また、エコ認定によるブランド米のむつざわ米の在り方については町内での考え方もありますが、検討にもう入らなければいけない時期に来ていると思いますので、ここはしっかり環境と社会情勢を見た中で、むつざわ米のあるべき姿、また指定をしなければいけないハードル、そこ等をしっかり、皆さんの意見を聞いた中でつくり込んでいきたいなと思っておりますので、そこではご協力、ご意見をしっかりいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

今、もう既に検討に入らなければいけない時期に来ているということは認識しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） まさしく、今、町長がおっしゃったような状況にもう来ちゃっているんですよね。私が今の答弁を聞いた中でお願いしたいこと、課長からも話がありましたけれども、特にお願い、声を大にして言いたいことは、職員に、労働力をとにかく、今回、直営ですから、人が足りないところが発生することも間違いないんです。

委託と言っておりますけれども、そう簡単に人はいないと思うんですよ。じゃ、すぐ使えるか、誰だというと職員なんです。職員はそれでいつも、今までずっと苦勞していたんです。これだけは何とか避けていただきたいなと私は思います。特にこれは力を大にして言いたいんです。

それと、今、町長が言われましたエコのことですけれども、いい機会だと私は思うんですよ。よくふるさと納税の返礼品が増えない、増えないと眞澄さんがしょっちゅう言いますけれども、それはまさしく質よりも量ではないかと私は思うんです。

どうしてもそこにこだわるから、質がいいものをと、エコだということにこだわるので、どうしても量が少なくなってしまうということになるので、今、町長がおっしゃったように、いいところに今、来ていると私は思うんですよ。かずさ有機センターの指定管理者が2回も駄目になってしまったこの機会を生かして、質より量、これにはエコ認定を少し外すということが出来るのかどうか分かりませんが、そういった方向をこれからも、町長、苦勞しているでしょうけれども、県のほうとのパイプが町長、かなり強いので、そちらを利用して是非何とかお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） 一つだけ申し伝えたいのは、たい肥センターの肥料を使って作ったお米のうまみであったり、質が上がっているという評価をいただいていることは、十分それは分かっている中で、次の作り込みをしようと思っておりますので、今の有機センターの肥料に対しての、批判ばかりではなくて、それをどうやって残すかとか、新たにどう組み込んでいくかというところの検討に入りたいと。否定ではなくて、今ある環境の中で、次をどうつくっていくかというところで検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 中村 勇議員。

○11番（中村 勇君） エコを全部外せとかと、私、言っているんじゃないんです。

私が言っているのは、米の問題だけなんです。ほかの果実とか色んなほかのエコがありますけれども、これらにつきましては、継続はオーケーなんですけれども、米のことを言っているのです、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

ここで、質疑の途中ですが暫時休憩といたします。

会議の再開は10時40分といたします。

（午前10時25分）

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

（午前10時40分）

○議長（田邊明佳君） 質疑のある方はどうぞ。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 教育委員会にお尋ねしたいと思います。

資料の7ページ、説明資料の7ページですが、そこに教育委員会のほうから小・中学校の水泳授業における施設利用の拡充を行い、生徒・児童の健全な成長を図りますと書かれています。予算書の中にもその根拠資料が載っているのを、私も説明を受けました。

この文言の中で、私は9月に一般質問をさせていただきました、水泳指導の充実、子どもたちのここにうたっている健康な成長を望むということで、是非水泳指導の充実をお願いしたいと要望いたしました。

その回答がここに載っている部分と解釈してよいと思いますけれども、この文言の中に拡充と書かれております。説明によると、運動公園体育館プールの施設使用期間を6月位から始めたいというような課長の話がありました。スタンスを長く取って、授業時数の確保を行うという背景があるのかなと思いましたがけれども、充実という意味では、私も質問の中に、内容をもっと精査して指導に当たらなければいけないのではないかと、特に安全面に關わる指導も、現地指導していただければという要望も出させていただきました。

この辺で、拡充という意味合いに、どのように教育委員会は指定管理者と打合せをし、学校当局に対してもこういうような水泳指導を行って欲しいというような指導を行っていたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） ご質問の拡充の部分についてでございますが、まず今回、議員のご質問にもあるとおり、時間時数の確保というのが大変難しかったので、利用期間を1か月ほど専有という形で6月、使えるようにいたします。そこでまず利用時間をしっかりと確保したい。

また、指導のほうの充実という部分で、これはまだ向こうのパークむつざわさんと打合せが全て済んでいるわけではないんですが、着衣水泳の話ですとか、技術的な面、こういった部分で、まだまだ授業の中で学べていない部分があるんじゃないかというご指摘がございました。そのあたりを今後パークむつざわさんと詰めていく中で拡充を図っていきたいということでここに書かせていただいた内容になります。

学校関係につきましては、予算が可決し次第、その内容について詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 続いて同じ内容について質問させていただきます。

一つは6月、期間を延ばすということでもありますけれども、これに関わる、私も現場にいたときに6月にプール開きをやって、梅雨時期に入り気温が上がらない、水温が上がらない、6月に水泳大会をやって2週間もプールを使わない時期がありました。

この辺、運動公園体育館プールは室内ですので、その変化は微少に、影響を受けないのかもしれないけれども、その辺も考慮して6月をお願いしたいということを考えてなされたのか。

それと、もう一点は委託ということをお願いしていますけれども、学校職員の水泳能力、この前アンケートを聞いたときには、申出によって水泳能力を校長が把握しているということであって、実地にその各先生方の水泳能力を現場で見ているわけではないので、確かなところは不確実と思いますけれども、運動公園体育館プールの指導員の方、夏に指導をされている指導員の方の水泳指導と、学校関係者の水泳指導の在り方では、明らかに運動公園プールで指導されている方々の指導法のほうが優れていると思います。そんなことで、委託をせっかくするのであれば、運動公園でお仕事をされている指導員の方、その方も含めて水泳指導を拡充ということ考えていただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） お答えさせていただきます。

2点ほどあったと思います。

まず6月、なぜ開けたかというご質問のほうなんです、議員おっしゃるとおり、全天候型というわけではないんですが、上がガラス張りになっていることで、室内空間、天候の影響を受けづらいという部分もありますので、6月の早い時期から開けるのはなかなか温度の部分で難しいかと思いますが、中旬位からはちゃんと開けられるように取れば、先程お答えさせていただいた子どもたちの授業時数確保というのが確実に出来るのかなということで、今考えております。

続いて二つ目のご質問で、学校の先生の指導よりもパークむつざわの指導員の指導のほうがいいんじゃないかというお話がございましたが、今回この専有期間を設けて、委託させていただく中で、パークむつざわさんと何回かご相談をさせていただいたんですが、事故の関係ですとか、学校教育のつながりから、自分のところで責任を持った指導をするのはなかなか難しいというご意見がございまして、今回に限りましては、学校の教員の指導で進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありますか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 2番。広いところで質問させていただきます。

施設の様々な説明の中で、土地、地区ごとのポテンシャル、ゾーニングという話がよく出て来ると思うんですが、今回のこの川島の住宅に関してはその住宅に適したところだということ考えなのかと思います。例えばほかの地区で、瑞沢地区だったりとか、上之郷道の駅の周辺、その他土睦地区も含めてですけれども、それぞれに何かをやるか考えているものがあれば教えてください。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 命によりお答えさせていただきます。

土地利用計画ということでよろしいですかね。

現在まとめている段階なんですけれども、コンセプトとしては、町の将来像を描く上での基礎とするものということで、魅力的な町の形成を行うためのゾーン分けの設定をしているということです。

ゾーン分けについては、取りあえず町内5つに分けてゾーニングを行っているということ

で、一つずつちょっと申し上げたいと思いますけれども、まず一つ、賑わいの商業拠点ゾーンということで、これは上之郷交差点周辺、これは本町の中心ゾーンとして、住民の快適な生活だとか、田舎だけれども先進地の考えに基づいた新しいまちづくりのための商業施設機能を充実するとともに集積を進めていく地域ということです。

そしてもう一つ、潤いの住宅ゾーンということで、これは主に一宮駅にアクセスが容易な上市場、川島地域、そしてグリーンラインのインターが出来る寺崎地域を中心に、定住人口の受皿としての新しい住宅地の形成、誘導を行いたい地域ということです。

またもう一つ、チャレンジ新産業ゾーンということで、これもグリーンラインのインターの予定地の周辺、これは産業を立地するのに適している地域ということです。首都圏と房総地域を結ぶ物流拠点だとか、優良企業の誘致を進めていくゾーンとしたいと思っています。

そして実りの農業農村定住ゾーンということで、これは平たん地を開けるまとまりのある優良農地の保全を図るとともに、生産性の高い農業への転換の推進に努めるゾーン、農業と共生する良好な居住地としたいと思っています。また、新規就農者の受入れも積極的に行っていくゾーンとさせていただきたいというふうに思っております。

それと、最後に自然を楽しむ里山ゾーンということで、町の北部と南西部に広がる里山一帯を、環境保全に留意しつつ、農林業や自然に触れる、触れ合えるゾーンとしたいと思います。また、首都圏からも近い地域ということで、地の利を生かし、観光だとかリゾートの拠点として民間事業者などと協力しながら、積極的な活用を推進していくゾーンということで、五つ設定をしていきたいなということで、このコンセプトを実現するには、やはり行政だけの力ではちょっと不可能ですので、企業誘致条例に基づく企業誘致を推進するとともに、産業基本条例に基づいた農商工の連携も必要となって来ると思っていますので、その辺を十分に活用しながら、地域経済の循環や交流の拡大につなげていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで議案第18号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第19号 令和5年度睦沢町国民健康保険特別会計予算に係る総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで議案第19号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第20号 令和5年度睦沢町農業集落排水事業特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで議案第20号に関する総括質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和5年度睦沢町介護保険特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(発言する者なし)

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで議案第21号に関する総括質疑を終わります。

最後に、議案第22号 令和5年度睦沢町後期高齢者医療特別会計予算に関する総括質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 6番。

この中で12ページの後期高齢者医療保険の件なんですけれども、今、これに関して人件費、何人の方がこの作業に加わっているのか、その辺が一つお聞きしたい。

もう一つ、後期高齢者医療保険ということなんですけれども、これは後期高齢者特有の問題点というのは、やはり私は含んでいるんじゃないかなと思います。というのは、後期高齢者ということになりますと、それを介護する必要がある方、あるいは特有の精神的な問題が出て来る、認知症の関連も出て来るし、あるいは老老介護であると、そういうところの方々が後期高齢者医療の対象となって来るわけなんです、そういうことになって来ると結局幅広いケースが出て来る。

単に医療を受ける方そのものも大変な状況で受けるわけなんですけれども、それを介護している方も、大変な状況の中で介護して医療を受けさせなくてはいけなくなって来るといような状況で、今の運営をそのまま続けていくというのが出来るのかどうかということで、まずは人数が今現在どの位いるのかということをお聞きします。

もう一つは、この保険を使う方なんですけれども、実際に使っている方が、要するにどういう状況で、どこに何を相談しに行けばいいのか分からない。また、色々説明を受けてもなかなか理解出来ない。民生委員の方々は大変苦勞しながらやっているのは分かるんですけれども、どこにも相談を持っていけない。その中で、上にある、先程質問しようと思ったのは、統合的に各部門が協力してやっていく体制ということなんです、その一つとして、その上に、12ページの1番上のほうに地域包括支援センターの運営経費を計上しましたとありますけれども、地域包括支援センター等で見ると、あるいは介護保険のほうで見ると、福祉センターのほうで見るとか、国民健康保険のほうで見るとか、要するに色んなところ、部門が関わっていかないと解決出来ない問題が増えて来るということで、その辺はどう考えますかということ。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） それでは、初めに人件費についてということで、後期高齢者医療特別会計予算では、市町村で行う事務が窓口業務になりますので、1名の人件費のほうを計上しております。なお、給付については、後期高齢者医療広域連合で行っていますので、そちらにつきましては、負担金として町が納めているような状況でございます。

次に、後期高齢者、介護や認知症色々な問題を抱えているのではないかとということでございますけれども、陸沢町では後期高齢者広域連合が委託を受けて、保険事業と介護予防事業の一体的実施という形で事業のほうを展開しているところでございます。

その中で行っている事業を、先程国保会計で説明したんですけれども、ハイリスクのある方にはこちらのほうからその方を抽出して、相談や訪問のほうを行っております。また、介護状態にならないために、予防事業といたしましては、健康体操教室や貯きん（筋）クラブなどの教室のほうを開催させていただいているところでございます。

また、月1回健康栄養相談という日を設けていまして、その日に各種健康の悩みであったり、そういった栄養の悩みだったりを、相談を受ける機会を設けております。

また、地域包括支援センターと連携して、一体化事業の中では健康不明瞭者、要は介護保険も使っていないければ医療保険も使っていないような方を抽出して、質問票をお願いして、それでも回答が返って来ない際には訪問をして健康状態を確かめるといったような取組のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 丁寧な回答ありがとうございます。

もう一点、最後にもう一点聞きたいんですが、これは医療に不服がある方、こういう場合に窓口はどこに行けば、どこで対応していただけるのかなど。医療に対して不服があつて医療費を払えないとか色々相談が出て来るわけなんです、その辺はどういう解決方法があるのかなということでお伺いします。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 色々な苦情なり問題があると思いますけれども、病院施設等の認可等につきましては県のほうが行っていますので、その病院自体に何か問題があるのであれば県になりますし、保険診療等、医療機関にかかったときの治療内容等で不服等があるところであれば、審査機関である国民健康保険団体連合会等が窓口になって来るというふうに捉えております。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 不服があるというのは、どういう不服でどういう経緯で不服を持っているかというのはなかなかはっきりしないところもあるんですけども、過去には特に精神病棟のようなところに入っている方々になりますと、結局そういう病院の都合であるとか、要するに薬も病院の都合でたくさん飲ませてしまうとか、あと健康な状態に戻っても入院させ続けるとか、そういうことが過去にはあったということで聞き及んでいるんですが、そういうことがもう既に解決しているのかなという。

これも先日、2、3年前のテレビでやっていたんですよ。精神的に治ってもずっと病院の都合でベッドを満床にして経営上の都合で入院させ続けなくてはいけない、続けていると、またそういう方を預ける家族もそうやってくれればありがたいということでやっていると。

○議長（田邊明佳君） 眞澄議員、すみません。これは後期の質問でよろしいでしょうか。

○6番（久我真澄君） 後期、後期。後期のほうで結局そういうケースが増えて来るということです。後期のほうで。要するに、精神的にも参って来る人なので、そういう今、後期高齢者保険のほうのそういう相談の窓口、受け口はここだよということが、何か私の見たところでは、そういう相談窓口がなくて、単なる保険料を徴収するのがこの市町村の役目だと、そのほかは国民健康保険のほうで持っているんじゃないかなど。要するにレセプトなんかにしても、後期高齢者保険のほうはそういうものの窓口というのは、今ないんじゃないかなと思

っているのでの質問です。よろしくお願ひします。

○議長（田邊明佳君） 小高健康保険課長。

○健康保険課長（小高俊一君） 今お話がありました精神病棟に入院している方が、健康被害があったという話があるという事実もあるということでございますけれども、精神の方については、窓口が保健所になっていますので、保健所のほうで健康被害等の対応を相談していただければと思っておりますので、もし町のほうに問合せ等があれば、そちらの関係機関のほうを紹介させていただくといったような対応のほうを取らせていただきたいというふうを考えております。

レセプトの話が今出ましたけれども、後期高齢者広域連合の方のレセプトについては、後期高齢者医療広域連合がレセプトのほうを管理しておりますので、物によっては町のほうも共有させていただいているような状態でございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） ただいま精神を患っていらっしゃる方等の質問があったかと思ひますけれども、町のほうでは相談窓口のほうは福祉課のほうに一本化しておりますので、福祉課でも生活困窮から精神、また子どもさんまで全て見ておりますので、相談に来ていただければ関係機関につなぐとか、例えば医療の関係でありましたら隣の健康保険課のほうにつなぐとか対応して参りますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで議案第22号に関する総括質疑を終わります。

以上で議案第18号から議案第22号までの5議案に関する総括質疑を終わります。

ただいま議題といたしました議案第18号から議案第22号までの5議案は、去る3日に決定のとおり、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

なお、この休憩中に第1回予算審査特別委員会をこの場において開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（午前11時03分）

(休憩中予算審査特別委員会開催)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 37 分)

○議長（田邊明佳君） ここで、予算審査特別委員会で決定いたしました審査方法等を職員に配付させます。

(資料配付)

○議長（田邊明佳君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田邊明佳君） 休憩中の第 1 回予算審査特別委員会において、委員会の構成が決定いたしましたので、再度ご報告いたします。

委員長に総務経済常任委員会委員長の丸山克雄議員、副委員長に厚生文教常任委員会委員長の久我政史議員、同じく総務経済常任委員会副委員長の今関澄男議員、同じく厚生文教常任委員会副委員長の久我真澄議員に決定いたしました。

審査方針等は、お手元に配付の令和 5 年予算審査特別委員会審査方針のとおりであります。

また、予算審査特別委員会の開催に当たり、議事運営等につきましては特段のご協力をいただけますよう、議員各位並びに執行部の皆様方に私からもお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後 1 時からといたします。

(午前 11 時 39 分)

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に、厚生文教常任委員会の調査報告書について訂正等がありますので、委員長より説明があります。

久我政史委員長。

○厚生文教常任委員長（久我政史君） 先程ご報告いたしました委員会調査報告書につきまして、訂正及び追加をさせていただきます。

内容は、3 番の調査経過の第 2 回及び第 3 回の出席者につきまして、教育課、芝崎洋一副課長と報告しましたが、芝崎洋一学校教育班長の誤りでした。訂正させていただきます。

また、第3回の出席者の福祉課、石井威夫課長、布施亜紀子子育て推進班長が抜けており
ましたので、追加させていただきます。

正規の、今こういう写しというのが配ってあると思いますので、差替えをお願いしたいと
思います。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

会議を続けます。

（午後 1時00分）

◎議案第1号～議案第3号、議案第7号～議案第10号、議案第12号

の一括上程、説明

○議長（田邊明佳君） 日程第7から日程第14までの議案第1号 睦沢町個人情報保護法施行
条例の制定について、議案第2号 睦沢町個人情報保護審査会条例の制定について、議案第
3号 睦沢町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案
第7号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について、議案第8号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 睦沢町特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について、議案第10号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定に
ついて及び議案第12号 町道路線の認定変更及び廃止についての8議案を一括議題といたし
ます。

職員に議案の一部を朗読させます。

伊藤書記。

（伊藤書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長（白井住三子君） 議案第1号 睦沢町個人情報保護法施行条例の制定について提
案理由を申し上げます。

社会のデジタル化を推し進めるべく、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に

関する法律が令和3年5月19日に公布され、この規定によるデータの流通と個人情報保護の両立を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。

今までは、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等で個人情報の取扱いはそれぞれの規定により運用されておりましたが、法改正により規定が個人情報保護法に統一され、令和5年4月1日から全国共通ルールの運用となります。

本町におきましても、個人情報保護法に基づく運用とするため、新たに睦沢町個人情報保護法施行条例を制定するもので、条文の概要を申し上げますと、第1条では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定める旨の趣旨を定めています。

第2条第2項では実施機関の定義を定めておりますが、改正後の個人情報保護法においては、議会は共通ルールの適用対象から除かれています。これは、地方公共団体の議会については、国会や裁判所と同様、議会においては自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないものと位置付けられているからです。

第3条では、個人情報ファイルを保有する場合の事前通知について定められています。法律の定めにより、1,000人を超える個人情報を取り扱う場合、ファイルの作成と通知について定める必要があるためです。

第4条では、開示請求に係る手数料は無料としますが、写しの交付に係る費用は請求者の負担とするものです。

第5条では、本人の委任による代理人からの開示請求等があった場合、特に必要と認めるときは、改めて本人の意思を確認することが出来るものです。

第6条では、個人情報の適切な取扱いを確保するため、審査委員会へ諮問出来る旨の規定でございます。

第7条では、この条例の実施のため必要な事項は規則で定めるとし、審議資料の2ページに添付してございます。

なお、現行の個人情報保護条例は、新条例の附則により廃止することとしています。

このほか、附則の第5条におきまして、睦沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例について、町の個人情報保護条例が廃止になったことに伴い、条文中の法律名を改めております。

いずれも個人情報保護法の改正に伴い、総務省から示されている指針及びガイドラインにより必要な関係条例の整備を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号 睦沢町個人情報保護審査会条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、議案第1号 睦沢町個人情報保護法施行条例の制定に関連するものであり、同条例第6条において、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要に応じて審査会に諮問することが出来るとされていることから、新たに条例に基づく審査会を設置するとともに、規則についても従前のものを廃止し、新たに設置をいたします。

なお、先程、議案第1号の睦沢町個人情報保護法施行条例第2条第2項において、実施機関として議会は適用対象から外れておりましたが、本会期中に睦沢町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について上程されておりますので、議会では附属機関である審査会を設置出来ないことから、本条例において議会も含めて規定しております。

全体として、現行の審査会内容を引き継ぐ形でありまして、第4条で規定しています審査会委員につきましても、経過措置として引き続き任期まで委嘱をお願いするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 睦沢町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

デジタル時代に向けた制度見直しの一環として、国や県において行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中、本町においても押印の見直しを全庁的に推進するため、令和3年6月議会定例会において、該当する2条例の押印の廃止について提案し、ご承認をいただいたところでございますが、本案はそのほか4条例について、同様の考えに基づき、押印を廃止すべき様式があることから提案するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 石井福祉課長。

○福祉課長（石井威夫君） 議案第7号 睦沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、放課後児童クラブを利用している児童の身体的、精神的及び社会的な発達のため必要な水準を確保するための基準を規定しております。

関係府省令が改正され、新たに安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の児童の所在確認、業務継続計画の策定等の努力義務化に係る規定を新設する改正及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に必要な措置が明確化されたことに伴い、本条例の一部を改

正するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第8号 睦沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、家庭的な雰囲気、少人数を対象に、きめ細やかな保育を提供する家庭的保育事業の実施に当たっての運営基準を規定しております。

関係府省令が改正され、新たに安全計画の策定等の義務化、自動車を運行する場合の児童の所在確認に係る規定を新設する改正及びインクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に必要な措置が明確化されました。

また、児童福祉法が改正され、親権者の子に対する懲戒権の規定を削除するとともに、新たに子の人格の尊重等に関する規定が設けられたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除を行うため、本条例の一部を改正するものです。

なお、本町においては、家庭的保育事業を実施している事業者はございませんが、国の示す基準に対応出来るよう規定の整備を行おうとするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第9号 睦沢町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、町が子育てのための施設型給付の対象とする認定こども園などの特定教育・保育施設及び地域における多様なニーズにきめ細かく保育を提供する特定地域型保育事業についての運営基準を規定しております。

児童福祉法が改正され、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除する条例改正をするものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、議案第10号 睦沢町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の審議を行う会議について規定しております。

政府の子ども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁を設置するこども家庭庁設置法が令和5年4月1日から施行されることに伴う関係法令の改正により、本条例の一部を改正するものです。

具体的には、引用元の子ども・子育て支援法の子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られたため、本条例第1条及び第2条第1項で引用している子ども・子育て支援法第77条を第72条に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第12号 町道路線の認定変更及び廃止について提案理由を申し上げます。

岩井字餅田地先に存する町道1651号線及び1652号線であります。隣接は同一地権者のみであり、このたびその地権者より、当該町道を含み、事業用地として一体利用したい旨の申出があったことから、払下げに係る町道路線の認定変更及び廃止を行うものです。

認定変更の町道1651号線は、起点が岩井字餅田546番1地先、終点は同所561番地先となり、幅員1.5メートルから4.9メートル、延長33.2メートルになります。

廃止路線の町道1652号線は、起点が岩井字餅田546番1地先、終点が同所559番1地先となり、幅員1.5メートルから7.4メートル、延長50.8メートルとなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第1号から議案第3号、議案第7号から議案第10号及び議案第12号についての8議案の審議は、本日はこれにとどめ、質疑等は後日の日程にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7以降の議案第1号から議案第3号、議案第7号から議案第10号及び議案第12号に関する質疑等は、後日の日程とすることに決定いたしました。

◎休会の件

○議長（田邊明佳君） 日程第15 休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日7日から9日の3日間は、予算審査特別委員会の開催のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

したがって、明日7日から9日までの3日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、3月10日は午後1時に開会いたしますのでご参集ください、

◎散会の宣告

○議長(田邊明佳君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 1時22分)